

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

1. 事業の種別
第一種貨物利用運送事業
2. 利用運送に係る運送機関の種類
貨物自動車運送
3. 運賃及び料金
個人を対象としないため省略
4. 利用運送の区域
全国
5. 業務の範囲
一般事業
6. 利用運送約款
標準貨物自動車利用運送約款を適用する。詳細は別途掲示する。
(令和六年八月三十日国土交通省告示第千百二十五号)

以上